

【足場受講資格及び免除基準】

1. 受講資格

- (1) 21歳以上であって足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更の作業に従事した経験を有する者
- (3) 次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するものとする。

① 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第二の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者

② 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第六の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練を修了した者

③ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧能開法規則」という。)別表第三の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十六号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者

④ 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練(訓練法第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者

⑤ 職業能力開発促進法第二十七条第一項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年厚生労働省令第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる建築工学科の訓練を修了した者

⑥ 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。)附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者

(4) 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)別表第一に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者

(5) 職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

2. 免除規定表

* 上記(1)(2)は免除無し。(1)、(2)とも実務証明必要。(2)は卒業を証明するものを添付(修了証等の(写)には事業者の原本証明が必要です。)

* A又はBのいずれかに該当する方は○をつけ、申込用紙の「一部科目免除」の口にレを記入のこと。

		講 習 科 目				
区分	免除対象者	作業の方法に関する知識	工 事 用 設 備、機 械、器 具、作 業 環 境 等 に 関 する 知 識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	添 付 書 類
A	(3)のいずれか該当 (4)	免 除	免 除	1.5時間	1.5時間	(3)は実務証明と修了証の写 (4)は合格証(写)
B	(5)	免 除	免 除	免 除	1.5時間	指導員免許の写